

税務課だより

平成19年度

償却資産の申告について

1、申告していただく方

この町内に事業用償却資産を所有している方(法人、個人等の別は問いません。)は毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

2、申告方法

- (1)平成18年度に申告された方
平成18年12月上旬までに申告の案内等を送付します。
- (2)平成19年度初めて申告される方
申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

3、申告期限

平成19年度の償却資産の申告期限は平成19年1月31日ですが、事務処理の都合上1月16日(火)までに申告くださるようご協力をお願いします。

4、償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

△対象となるもの▽

- (1)耐用年数1年以上で取得価額又は製作価額が10万円以上の資産
- (2)法人にあつては、(1)の価額未満であつても、固定資産として計上している資産
- ※取得価額20万円未満の資産で3年間で一括償却するものについては、申告の必要はありません。
- (3)企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であつても事業の用に供して

いる資産

- (4)企業会計上建設仮勘定で経理されている資産であつても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供している資産
- (5)耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えた資産であつても、事業の用に供している資産
- (6)資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されている資産
- (7)割賦購入資産で割賦金の完済していない資産であつても、すでに事業の用に供している資産
- (8)遊休資産、未稼働資産であつても、1月1日現在において事業の用に供することができるとある状態にある資産
- (9)社宅用・宿舍用・寮用の償却資産で減価償却できる資産
- (10)償却資産の価値を増加させるための費用は、改良費と

して本体とは別に申告してください。

- (11)テナントが取り付けた建物附属設備についてビルなどを借り受けて事業をされている方が、ご自分の費用で内装、電気、給排水、ガス、空調設備などを施されている場合は、それらの資産についてテナントから償却資産として申告してください。

△対象とならないもの▽

- (1)自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(工場構内などで使用する無登録自動車を含む。)
- (2)馬、牛、果樹、その他の生物(鑑賞用植物は除く。)
- (3)無形固定資産(電話加入権、特許権、実用新案権など)

提出・問い合わせ

税務課

〒781-2192

いの町1700-1

■ 893-1118

吾北総合支所住民課

〒781-2492

いの町上八川甲1934

■ 867-2300

本川総合支所住民課

〒781-2601

いの町長沢123-12

■ 869-2112

